

平成25年度 水質検査計画



長柄ダム



南房総広域水道企業団

目 次

1 . はじめに	1
2 . 基本方針	1
3 . 南房総広域水道企業団の事業概要	2
表 - 1 事業概要	2
図 - 1 企業団と受水団体との関係	3
図 - 2 浄水処理の流れ	4
4 . 水質状況及び水質管理上の留意点	5
表 - 2 水質管理上留意すべき項目及び対策	5
5 . 水質検査地点	6
図 - 3 水質検査地点の概略図	6
6 . 水質検査項目及び検査頻度	7
7 . 臨時の水質検査	9
8 . 水質検査の方法	9
9 . 水質検査の精度と信頼性の保証について	10
10 . 水質検査計画及び検査結果の公表	10
11 . その他の事項	10
表の添付	
表 - 3 平成19年度から平成23年度までの原水水質検査結果	11
表 - 4 平成19年度から平成23年度までの浄水水質検査結果	12
表 - 5 検査項目及び検査頻度（1日1回以上行う検査項目）	13
表 - 6 検査項目及び検査頻度（水質基準項目）	14
表 - 7 検査項目及び検査頻度（水質管理目標設定項目）	15
表 - 8 検査項目及び検査頻度（独自設定項目）	15
表 - 9 検査項目（農薬類）	16

1 . はじめに

南房総広域水道企業団(以下、「企業団」という)では、安心・安全な水道用水を受水団体(夷隅・安房地域：4市3町1水道企業団)へ供給するために、水源から浄水場、給水地点に至るすべての段階で水質管理を行っています。

水質検査は水質管理の一部であり、供給される水道用水が法令に適合しているかを判定するために大変重要な役割を果たしています。

企業団では法令に基づき、水質検査の項目や検査頻度、検査結果の公表方法等を定めた「水質検査計画」を事業年度ごとに策定し、計画的な水質検査を実施することとしています。

2 . 基本方針

企業団では、以下の基本方針のもと水質検査計画を策定し、水質検査を実施します。

(1) 検査地点

検査地点は、法令に基づく受水団体への水道用水受け渡し地点(以下、「給水地点」)の他に、浄水場着水井(原水：浄水場入口)、浄水場浄水池(浄水：浄水場出口)、第1送水調整池、平塚追加塩素設備及び長柄ダム(水源)とします。

(2) 検査項目

検査項目は、法令で検査が義務付けられている「1日1回以上行う検査項目」「水質基準項目」、水質管理上留意すべきものとされている「水質管理目標設定項目」、水質管理に配慮して企業団が独自に設定した「独自設定項目」とします。

「1日1回以上行う検査項目」とは

法令により「色」及び「濁り」並びに「消毒の残留効果」に関する検査を1日1回以上実施するものとされています。

「水質基準項目」とは

基準値以下で給水することが法令で義務付けられている項目で、人の健康の保護及び生活利便上障害が生ずるおそのの有無の観点から50項目が設定されています。

「水質管理目標設定項目」とは

将来にわたり水道水の安全性の確保に万全を期するうえで水質管理上留意すべきものとして30項目が設定されており、水質基準に準じて検査を実施するものとされています。

「独自設定項目」とは

浄水処理や供給水水質を適切に管理するうえで必要と考えられる項目について企業団が独自に23項目を設定しているものです。

また、放射性物質に係る検査についても、ここに定めるものとします。

(3) 検査頻度

検査項目ごとに、法令及び過去の水質検査結果を考慮して頻度を決定します。

(4) 水質検査

水質検査は、専門の職員を配置し自己検査を原則とします。なお、機器の整備状況により一部項目は委託により検査を行います。

3. 南房総広域水道企業団の事業概要

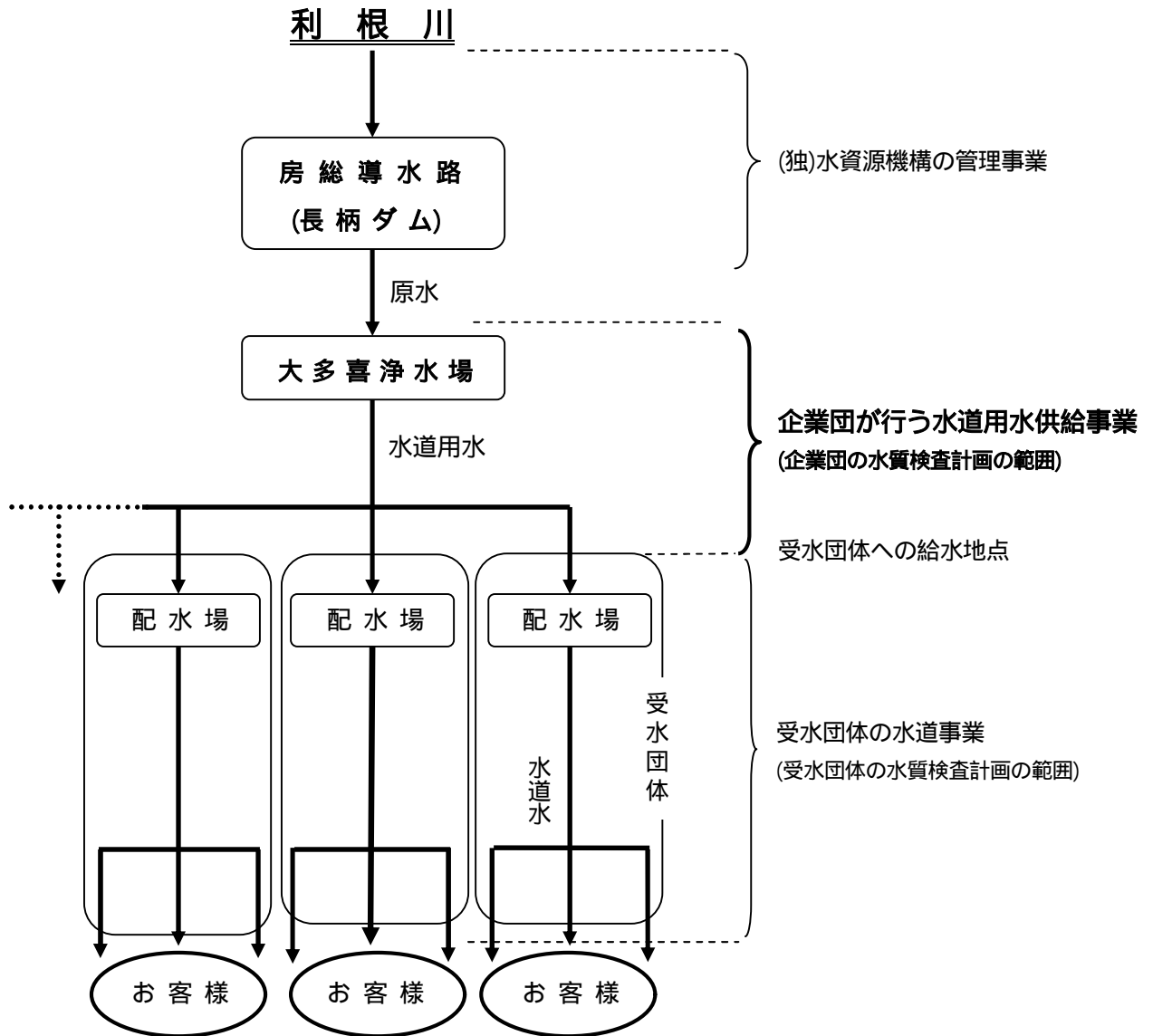
企業団を構成する地域の水道事業者（4市3町1水道企業団）は、各々が地下水やダム開発などにより水源を確保し水道事業を行ってきましたが、地形的な問題から小規模なダムが多く、気象的な影響を受けやすいことから、夏期の観光シーズンにおける水不足をはじめ、冬期においても慢性的な渇水に悩まされてきました。

そこで、水道水の安定した供給体制を確保するとともに、水道事業運営の効率化を發揮することを目的として、平成2年に『南房総広域水道企業団』（一部事務組合）を設立し、平成8年より夷隅、安房地域に水道用水の供給を開始したものです。

水源は利根川水系房総導水路(長柄ダム)で、計画一日最大給水量は42,330^m³となっています。

表 - 1 事業概要

事業の種類	水道用水供給事業
受水団体	夷隅郡市 勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町 安房郡市 鴨川市、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団（館山市、南房総市）
給水人口	206,931人（平成24年3月31日現在）
計画一日最大給水量	42,330 ^m ³
一日最大給水量 （平成23年度）	42,083 ^m ³
一日平均給水量 （平成23年度）	32,855 ^m ³
水源	利根川水系房総導水路(長柄ダム)〔(独)水資源機構施設〕
水源の種類	表流水(ダム直接)
浄水場の名称	大多喜浄水場(所在地:夷隅郡大多喜町小谷松)



水道用水供給事業とは

市や町では、お客様（水道の使用者）に直接、水をお届けする「水道事業」（小売業のような役割）を行っています。

これに対し、南房総広域水道企業団では、きれいにした水を市や町に届ける「水道用水供給事業」（卸売業のような役割）を行っています。

図 - 1 企業団と受水団体との関係

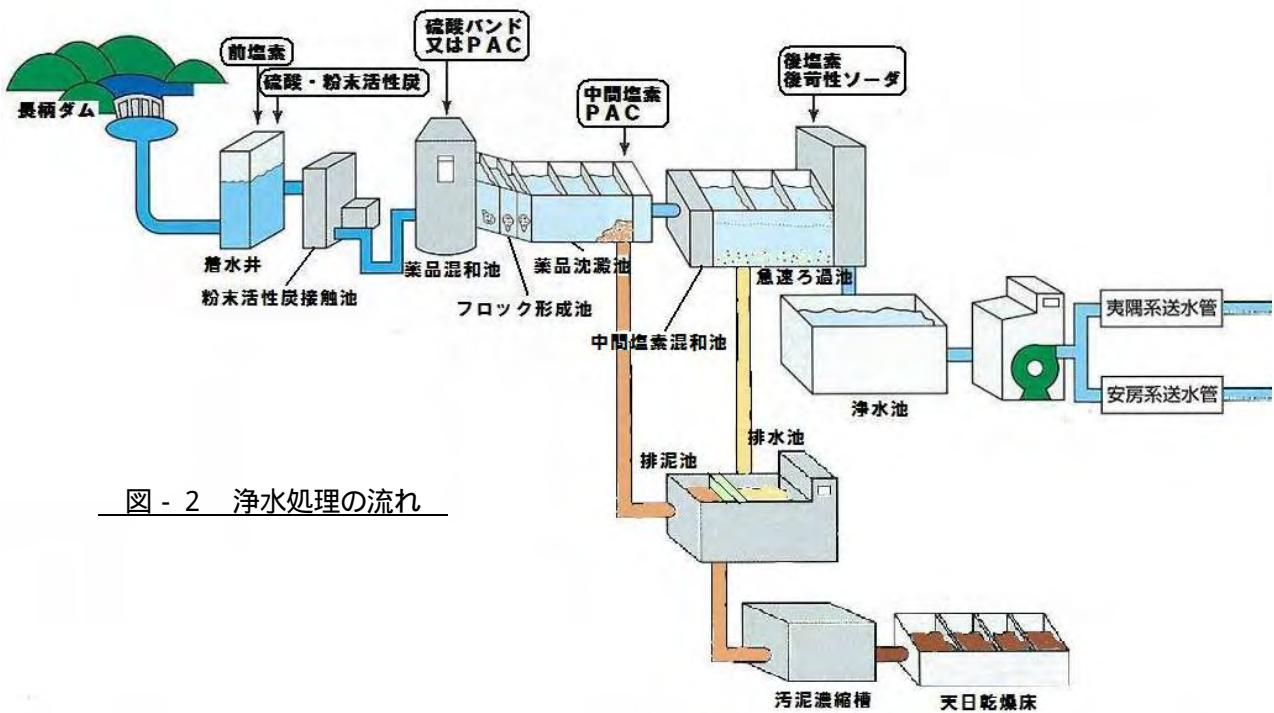


図 - 2 浄水処理の流れ

- 着水井 : ダムからの原水を受け入れる施設です。
- 粉末活性炭接触池 : 原水中の有機物や臭いを粉末活性炭により吸着除去するため、原水と粉末活性炭を混和する施設です。
- 薬品混和池 : 原水中の小さな砂や泥などを集塊状にし、沈澱しやすくするための薬剤（凝集剤）を注入し、均一に混ぜ合わせる施設です。凝集剤は、硫酸バンド又はPACを使用しています。集塊状になった汚れの集まりをフロックと言います。
- フロック形成池 : ゆっくりと水を攪拌して、沈みやすい大きなフロックを作る施設です。
- 薬品沈澱池 : 大きく成長したフロックを沈澱させ、除去する施設です。上澄水を集め、急速ろ過池へと送ります。
光合成による藻類の発生を抑制するため開閉式の覆蓋を設けてあります。
- 中間塩素混和池 : 塩素やPAC（後凝集処理）を均一に混ぜ合わせる施設です。
- 急速ろ過池 : 薬品沈澱池で除去できなかった小さな汚れを、砂ろ過層を通して除去します。
- 浄水池 : ろ過池を通過してきれいになった水を一旦貯留しておく施設です。
- 排水池 : 排水池は、急速ろ過池洗浄水など浄水処理過程の中で発生した汚水が集められてくる施設です。集められた水は、原水として再利用するため着水井に送られます。
- 排泥池 : 薬品沈澱池で沈澱除去された汚泥を受け入れる施設です。集められた汚泥は汚泥濃縮槽に送られます。
- 汚泥濃縮槽 : 排泥池から送られてきた汚泥を受け入れ、沈降作用により更に濃い汚泥にする施設です。底部に集まった濃い汚泥は天日乾燥床へ、上澄水は原水として再利用するため、排水池を經由して着水井へ送られます。
- 天日乾燥床 : 濃縮された汚泥を張り込み、乾燥させる施設です。底部が砂などのろ床となっていることから、ろ過による脱水と天日の力により汚泥を乾燥させます。脱水された水は原水として再利用するため着水井に送られます。

4 . 水質状況及び水質管理上の留意点

(1) 原水水質状況

企業団の水源は利根川水系房総導水路で、香取市佐原地先で利根川表流水を揚水し、両総用水共用施設(九十九里地域や利根川下流沿岸地域への農業用水路との共用施設)、栗山川、房総導水路を経て長柄ダムに貯留されることにより得られるものです。

この水が更に南房総導水路により導水され大多喜浄水場の原水となります。

原水は比較的安定した水質を保っているものの、利根川から長柄ダムまでの導水過程の一部で一般河川である栗山川を利用していることから、流域からの畜産・農業排水の影響が懸念されます。

また、長柄ダムは富栄養化の様相を呈していることから、植物プランクトンが繁殖しやすい状況にあり、pH値の上昇やカビ臭の発生等も懸念されるところです。

(2) 供給水水質状況

原水水質状況を踏まえた適切な浄水処理の実施により、供給開始以来、法令に定められた水質基準値を満たす安心・安全な水道用水を供給し続けています。

(3) 水質管理上の留意点

水質管理上留意すべき項目及び対策を表 - 2 に示します。また、表 - 3、4 に平成 1 9 年度から平成 2 3 年度までの 5 年間に原水及び浄水で実施した水質基準項目検査の検出最大値を示します。

表 - 2 水質管理上留意すべき項目及び対策

水質管理上留意すべき項目	留意すべき理由	対 策
クリプトスポリジウム及びジアルジア	耐塩素性病原微生物です。畜産排水により水源が汚染されることがあります。	凝集剤の適正注入 ろ過水の濁度管理
pH値	pH値上昇による凝集障害を起こします。	硫酸注入による原水pH調整
植物プランクトン	凝集障害、ろ過障害、カビ臭等の発生	塩素処理 凝集剤の適正注入 粉末活性炭処理
トリハロメタン	水中に含まれる有機物と消毒用の塩素の反応により生成され、時間の経過とともに増加します。	塩素処理 粉末活性炭処理

5. 水質検査地点

給水地点（15箇所）の他に、浄水処理過程及び用水供給過程での水質を適切に管理するため浄水場着水井（原水：浄水場入口）浄水場浄水池（浄水：浄水場出口）第1送水調整池、平塚追加塩素設備及び長柄ダム（水源）を水質検査地点とします。

図 - 3 に水質検査を行う地点の概要を示します。

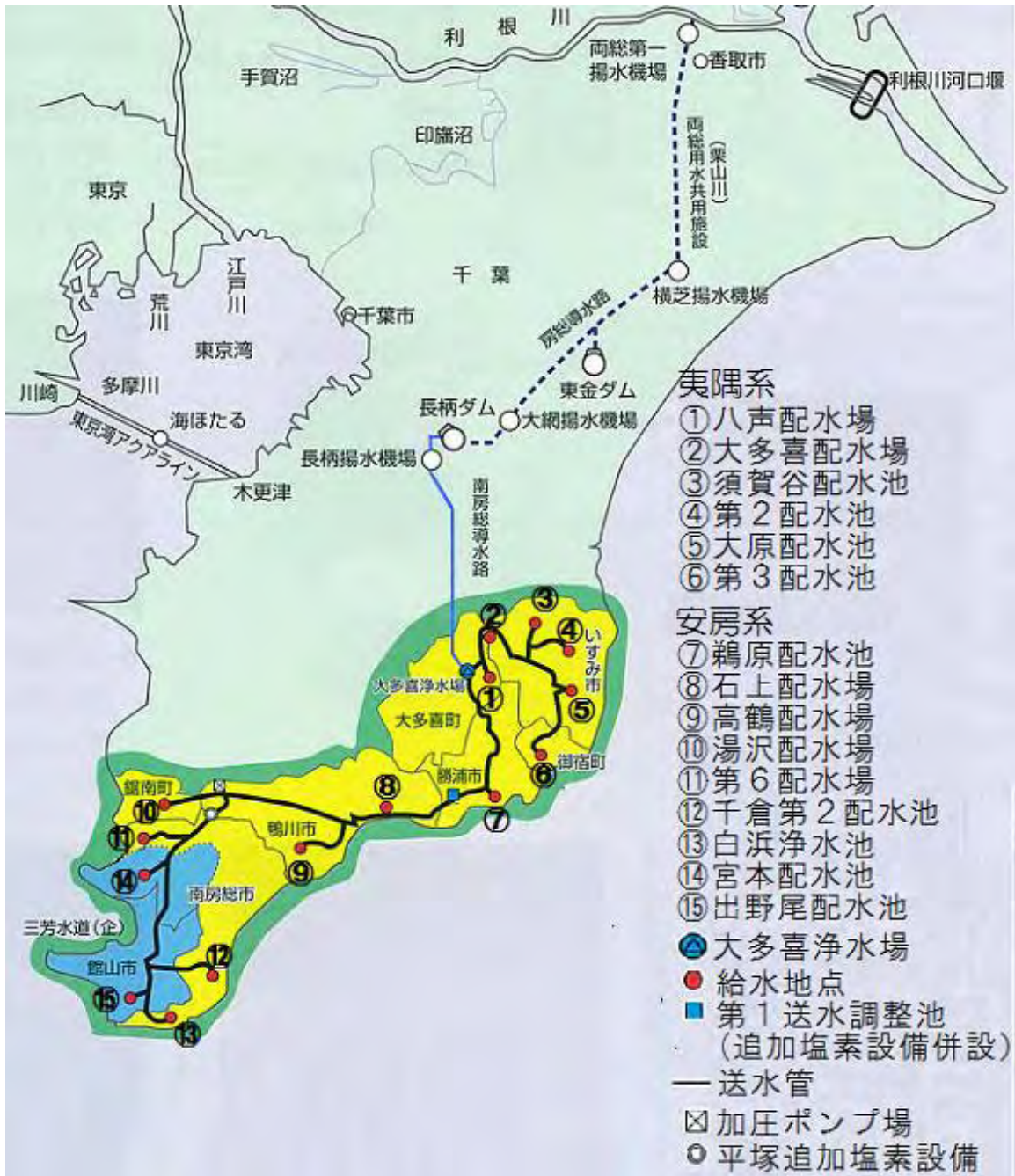


図 - 3 水質検査地点の概略図

6. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査は以下の要領で実施します。なお、法令により一定の条件の下で検査回数を減ずることができる項目がありますが、水質が安定し良好であることを確認するため検査回数を減ずることなく実施することとします。また、原水水質についても浄水処理に大きく影響するものであることから必要な検査を実施します。

(1) 1日1回以上行う検査(色、濁り、消毒の残留効果に関する検査)(表-5)

- ・送水系統(安房系及び夷隅系)の末端となる、白浜浄水池(南房総市【安房系】)及び第3配水池(御宿町【夷隅系】)への供給水を対象に水質自動測定器で常時監視します。また、その他の給水地点においても、消毒の残留効果に関する検査を水質自動測定器で行い常時監視します。

(2) 水質基準項目、水質管理目標設定項目及び独自設定項目の検査

【給水地点】

水質基準項目(表-6)

- ・水質基準項目の中で法令により、概ね1月に1回以上検査を行わなければならない項目として規定されている、「一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)(以後「TOC」)、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目(以後「概ね1月に1回以上検査を行う項目」)及び農業排水や生活雑排水などの影響を監視するための硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査をそれぞれ月1回行います。
- ・水温や滞留時間により濃度や値が変化しやすいトリハロメタン類及びpH値の検査を、最遠地に位置する白浜浄水池で週1回、その他の給水地点では月1回行います。
- ・その他の水質基準項目の検査は3ヶ月に1回行います。

水質管理目標設定項目(表-7)

- ・最遠地に位置する白浜浄水場で、水質基準と重複する項目を含む22項目について、週1回から3ヶ月に1回の頻度で検査を行います。なお、亜塩素酸及び二酸化塩素については、当企業団が二酸化塩素による消毒を実施していないことから、検査を省略します。
- ・その他の給水地点では、消毒の効果及び腐食性を確認するための項目の検査を、月1回又は3ヶ月に1回の頻度で行います。

独自設定項目(表-8)

- ・供給水の水質管理のため企業団が独自に設定した8項目の検査を週1回から3ヶ月に1回の頻度で行います。

【供給過程(第一送水調整池、平塚追加塩素設備)](表-6、7、8)

- ・トリハロメタン類の濃度管理を徹底するため、トリハロメタン類及びその関連項目(pH値、UV吸光度)の検査を週1回行います。

【浄水場着水井(原水：浄水場入口)、浄水場浄水池(浄水：浄水場出口)】

水質基準項目(表 - 6)

- ・原水水質は浄水処理に直接影響を与えることから、水質変化を監視するため「概ね 1 月に 1 回以上検査を行う項目」並びに硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査を毎日(平日)又は週 1 回の頻度で行います。また、その他の項目は自己検査が可能な項目については月 1 回、対応できない項目については 3 ヶ月に 1 回検査を実施します。なお、表 - 6 中の No.20 ~ 24,26 ~ 30 は水道水の消毒により発生する物質であることから検査を省略します。
- ・浄水水質を検査し、水質基準に適合する水道水が浄水場より送り出されているか確認します。「概ね 1 月に 1 回以上検査を行う項目」、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリハロメタン類の検査を毎日(平日)又は週 1 回行い、その他の項目は自己検査が可能な項目に対しては月 1 回、対応できない項目については 3 ヶ月に 1 回検査を行います。

水質管理目標設定項目(表 - 7、9)

- ・原水では臭気強度の検査を毎日(平日)表 - 9 に示す農薬類の検査を 5 月 ~ 8 月の間に 2 回、その他の項目の検査を月 1 回又は 3 ヶ月に 1 回行います。なお、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)(以後「有機物等」)は水質基準に定められている T O C の値で代替できることから検査を省略します。また、表 - 7 中の No.10,12 ~ 14,16 は水道水の消毒により付加又は発生する物質であることから検査を省略します。
- ・浄水では残留塩素の検査を毎日(平日)表 - 9 に示す農薬類の検査を 5 月 ~ 8 月の間に 2 回、その他の項目の検査を月 1 回又は 3 ヶ月に 1 回行います。なお、当企業団では、二酸化塩素による消毒を実施していないことから、亜塩素酸及び二酸化塩素の検査を省略します。また、T O C の値で代替できる有機物等の検査及び臭気強度の検査も省略します。

独自設定項目(表 - 8)

- ・浄水処理と密な関係のある項目(原水 4 項目、浄水 4 項目)の検査を毎日(平日)行います。更に、原水の水質変化を監視するため 16 項目の検査を週 1 回又は月 1 回行います。
- ・水系感染症を防止する観点からクリプトスポリジウム及びジアルジア(消化器疾患を起こす原虫類)の検査を、浄水で 3 ヶ月に 1 回行います。
- ・原水及び浄水の放射性物質検査(放射性セシウム)を月 1 回行います。

【長柄ダム(水源)】(表 - 6、7、8)

- ・水源水質を把握するため濁度、色度、pH 値、アルカリ度、アンモニア態窒素等の基本的性状及び総リン、総窒素、生物等の富栄養化状況を示す項目について月 1 回の頻度で検査を行います。
- ・クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を 3 ヶ月に 1 回実施し、汚染状況の確認を行います。

7 . 臨時の水質検査

次の場合には臨時の水質検査を行い、供給水の安全性を確認します。

- (1) 水源水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近や給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行したとき
- (4) 浄水処理過程で異常があったとき
- (5) 大規模な工事その他で水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

8 . 水質検査の方法

(1) 水質検査は、突発的な水質事故等にも対応できるよう専門の職員を配置し自己検査を原則とし、法令に基づいた方法で行います。なお、機器の整備状況により一部項目(表 - 6 ~ 9)は、委託により検査を行います。委託先は法令に基づいた信頼ある検査機関に委託します。

(2) 委託検査の内容は次のとおりです。

委託検査項目及び検査頻度(表 - 6 ~ 9)

- ・ 1 , 4 - ジオキサン【3ヶ月に1回実施】
- ・ 陰イオン界面活性剤【3ヶ月に1回実施】
- ・ ジェオスミン【3ヶ月に1回実施】
- ・ 2 - メチルイソボルネオール【3ヶ月に1回実施】
- ・ 非イオン界面活性剤【3ヶ月に1回実施】
- ・ 農薬類【年2回実施】
- ・ クリプトスポリジウム及びジアルジア【3ヶ月に1回実施】
- ・ 放射性物質【月1回実施】

試料の採取及び運搬方法

- ・ 試料の採取は自らが行き、大多喜浄水場にて委託検査機関に引渡します。
- ・ 試料の運搬は、委託検査機関が行います。

臨時検査の取扱い

- ・ 定期検査と臨時検査の委託先は同一の検査機関とします。
- ・ 委託契約書には、定期検査に関することの他に臨時検査の速やかな実施について明記します。

委託した検査の実施状況の確認方法

- ・ 作業記録や分析過程で得た情報(分析データ)の提出を求め、検査状況を確認します。
- ・ 必要に応じて委託検査機関へ立ち入り、検査状況を確認します。

9. 水質検査の精度と信頼性の保証について

(1) 水質検査の精度

水質検査の方法及びその精度は法令に基づき、原則として水質基準値の1/10の定量下限値を確保するとともに、水質基準値の1/10付近の測定における変動係数(測定値のバラツキ具合を示す数値)が金属類などの無機物で10%以下、トリハロメタンなどの有機物で20%以下となるような検査を行います。

(2) 水質検査の信頼性保証

厚生労働省や千葉県が実施する外部精度管理事業へ積極的に参加するとともに、内部精度管理を行い、技術の向上に努めます。また、測定者間のバラツキがなくなるよう検査方法ごとに標準作業手順書を作成し遵守します。

分析機器は定期的に点検整備を行い、安定した機能を維持します。

10. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 水質検査計画の公表

水質検査計画は、事業年度の開始前までに作成し、企業団掲示場及びホームページにて公表します。なお、水質検査計画は毎年見直しを行い、状況に応じて改正します。

(2) 検査結果の公表

水質検査計画に基づき実施した検査の結果は、水質基準に照らした評価を行ったうえで、定期的に企業団ホームページで公表します。

11. その他の事項

(1) 房総導水路を水源とする他の機関と連携し、水質異常や水質事故等に関する情報交換を行い水質管理に反映させます。

(2) 利根川・荒川水系を水源とする水道事業者により組織される「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」に加入し、利根川水系で発生する水質事故情報を的確に入手できるようにしています。また、県内河川で発生した水質事故に対しては、千葉県異常水質対策連絡要領(事務局：千葉県環境生活部水質保全課)により情報を入手します。

(3) 受水団体と水質管理に関する情報交換を積極的に行います。

表-3 平成19年度から平成23年度までの原水水質検査結果(年間検出最大値)

	水質基準項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1	一般細菌	980	4200	1100	2900	1400
2	大腸菌	23	33	23	23	23
3	カドミウム及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
8	六価クロム化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4.06	3.92	4.01	3.88	3.75
11	フッ素及びその化合物	0.15	0.23	0.18	0.16	0.13
12	ホウ素及びその化合物	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05
13	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
14	1,4-ジオキサソ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
16	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001
19	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	塩素酸	-	-	-	-	-
21	クロロ酢酸	-	-	-	-	-
22	クロロホルム	-	-	-	-	-
23	ジクロロ酢酸	-	-	-	-	-
24	ジブロモクロロメタン	-	-	-	-	-
25	臭素酸	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
26	総トリハロメタン	-	-	-	-	-
27	トリクロロ酢酸	-	-	-	-	-
28	ブロモジクロロメタン	-	-	-	-	-
29	ブロモホルム	-	-	-	-	-
30	ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-
31	亜鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
32	アルミニウム及びその化合物	0.19	0.41	0.38	0.27	0.26
33	鉄及びその化合物	0.35	0.64	0.57	0.54	0.43
34	銅及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
35	ナトリウム及びその化合物	32.3	26.6	27.4	24.1	27.6
36	マンガン及びその化合物	0.083	0.111	0.106	0.087	0.073
37	塩化物イオン	44.7	39.5	38.5	33.4	38.4
38	カルシウム、マグネシウム等	105.4	100.4	100.2	96.4	101.6
39	蒸発残留物	244	223	236	222	249
40	陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
41	ジオスミン	0.000002	0.000001	0.000002	<0.000001	0.000002
42	2-メチルイソボルネオール	0.000002	0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001
43	非イオン界面活性剤	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
44	フェノール類	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	2.8	3.5	3.6	2.8	2.5
46	pH値	7.31~8.85	7.15~8.86	7.20~8.69	7.37~9.17	7.34~8.22
47	味	-	-	-	-	-
48	臭気	主に植物性臭気	主に植物性臭気	主に植物性臭気	主に植物性臭気	主に植物性臭気
49	色度	16	20	20	16	14.6
50	濁度	10.6	14.9	14.2	12.3	11.3

表-4 平成19年度から平成23年度までの浄水水質検査結果(年間検出最大値)

水質基準項目	水質基準値	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 一般細菌	100以下	0	0	1	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.0003
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8 六価クロム化合物	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4.04	3.80	3.95	3.90	3.71
11 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.13	0.20	0.16	0.15	0.12
12 ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
13 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
14 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
16 ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001
19 ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20 塩素酸(*)	0.6以下	0.19	0.20	0.20	0.15	0.12
21 クロロ酢酸(*)	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
22 クロロホルム(*)	0.06以下	0.001	0.006	0.004	0.004	0.003
23 ジクロロ酢酸(*)	0.04以下	<0.004	0.004	<0.004	<0.004	<0.004
24 ジブロモクロロメタン(*)	0.1以下	0.022	0.019	0.020	0.021	0.019
25 臭素酸(*)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
26 総トリハロメタン(*)	0.1以下	0.047	0.043	0.044	0.048	0.043
27 トリクロロ酢酸(*)	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
28 ブロモジクロロメタン(*)	0.03以下	0.008	0.013	0.010	0.010	0.009
29 ブロモホルム(*)	0.09以下	0.020	0.016	0.020	0.018	0.018
30 ホルムアルデヒド(*)	0.08以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
31 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
32 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.04	0.05	0.05	0.03	0.03
33 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
34 銅及びその化合物	1.0以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
35 ナトリウム及びその化合物	200以下	32.6	29.3	32.3	30.1	31.5
36 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
37 塩化物イオン	200以下	46.3	41.3	45.0	39.8	45.0
38 カルシウム、マグネシウム等	300以下	106.9	98.5	100.7	101.5	101.6
39 蒸発残留物	500以下	254	238	262	237	262
40 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
41 ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	<0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
44 フェノール類	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0
46 pH値	5.8~8.6	7.04~7.29	7.05~7.49	7.14~7.67	7.16~7.75	7.01~7.73
47 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
48 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 色度	5以下	<1	1	1	1	0.7
50 濁度	2以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

(*) : 最遠地に位置する南房総市白浜浄水池供給水の検査結果を記載。

表 - 5 検査項目及び検査頻度 (1日1回以上行う検査項目)

検査項目	検査方法	安房系末端	夷隅系末端
		南房総市 白浜浄水池	御宿町 第3配水池
1 色	水質自動測定器	毎日	毎日
2 濁り	水質自動測定器	毎日	毎日
3 残留塩素()	水質自動測定器	毎日	毎日

残留塩素については全ての給水地点に自動測定器を設置し、消毒の効果を確認しています。



大多喜浄水場



浄水処理状況確認試験



浄水場着水井(原水:浄水場入口)



細菌検査



給水地点に設置されている水質自動測定器

表-6 検査項目及び検査頻度(水質基準項目)

項目	水質基準項目	検査方法	水質基準値	単位	法令に定める検査頻度(*1)	(検査回数/年)					
						水源	浄水場及び供給過程			給水地点	
							長柄ダム	浄水場着水井(原水)	浄水場浄水池(浄水)	場外施設(*2)	給水地点(*3)
1	一般細菌	自己	100以下	CFU/ml	月1回以上	12	毎週	毎週		12	12
2	大腸菌	自己	検出されないこと			12	毎週	毎週		12	12
3	カドミウム及びその化合物	自己	0.003以下	mg/L		12	12	12		4	4
4	水銀及びその化合物	自己	0.0005以下	mg/L		12	12	12		4	4
5	セレン及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L		12	12	12		4	4
6	鉛及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L		12	12	12		4	4
7	ヒ素及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L		12	12	12		4	4
8	六価クロム化合物	自己	0.05以下	mg/L		12	12	12		4	4
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	自己	0.01以下	mg/L		12	12	12		4	4
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	自己	10以下	mg/L		12	毎週	毎週		12	12
11	フッ素及びその化合物	自己	0.8以下	mg/L		12	12	12		4	4
12	ホウ素及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L		12	12	12		4	4
13	四塩化炭素	自己	0.002以下	mg/L		12	12	12		4	4
14	1,4-ジオキサン	委託	0.05以下	mg/L		4	4	4		4	4
15	トリス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジフルオロエチレン	自己	0.04以下	mg/L		12	12	12		4	4
16	ジクロロメタン	自己	0.02以下	mg/L		12	12	12		4	4
17	テトラクロロエチレン	自己	0.01以下	mg/L		12	12	12		4	4
18	トリクロロエチレン	自己	0.01以下	mg/L		12	12	12		4	4
19	ベンゼン	自己	0.01以下	mg/L		12	12	12		4	4
20	塩素酸	自己	0.6以下	mg/L				12		4	4
21	クロロ酢酸	自己	0.02以下	mg/L				12		4	4
22	クロロホルム	自己	0.06以下	mg/L				毎週	毎週	12	毎週
23	ジクロロ酢酸	自己	0.04以下	mg/L				12		4	4
24	ジブromクロロメタン	自己	0.1以下	mg/L				毎週	毎週	12	毎週
25	臭素酸	自己	0.01以下	mg/L			12	12		4	12
26	総トリハロメタン	自己	0.1以下	mg/L				毎週	毎週	12	毎週
27	トリクロロ酢酸	自己	0.2以下	mg/L				12		4	4
28	ブromジクロロメタン	自己	0.03以下	mg/L				毎週	毎週	12	毎週
29	ブromホルム	自己	0.09以下	mg/L				毎週	毎週	12	毎週
30	ホルムアルデヒド	自己	0.08以下	mg/L				12		4	4
31	亜鉛及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L			12	12		4	4
32	アルミニウム及びその化合物	自己	0.2以下	mg/L			12	12		4	4
33	鉄及びその化合物	自己	0.3以下	mg/L			12	12	12	4	4
34	銅及びその化合物	自己	1.0以下	mg/L			12	12	12	4	4
35	ナトリウム及びその化合物	自己	200以下	mg/L		12	12	12	4	4	
36	マンガン及びその化合物	自己	0.05以下	mg/L		12	12	12	4	4	
37	塩化物イオン	自己	200以下	mg/L	月1回以上	12	毎週	毎週	12	12	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己	300以下	mg/L		12	12		4	4	
39	蒸発残留物	自己	500以下	mg/L	年4回以上	12	12		4	4	
40	陰イオン界面活性剤	委託	0.2以下	mg/L		4	4		4	4	
41	ジェオスミン	委託	0.00001以下	mg/L	発生時期に	4()	4()		4()	4()	
42	2-メチルイソボルネオール	委託	0.00001以下	mg/L	月1回以上	4()	4()		4()	4()	
43	非イオン界面活性剤	委託	0.02以下	mg/L	年4回以上	4	4		4	4	
44	フェノール類	自己	0.005以下	mg/L		12	12		4	4	
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	自己	3以下	mg/L		12	毎週	毎週	12	12	
46	pH値	自己	5.8-8.6			12	毎日(*4)	毎日(*4)	毎週	12	毎週
47	味	自己	異常でないこと					毎日(*5)		12	12
48	臭気	自己	異常でないこと			12	毎日(*5)	毎日(*5)		12	12
49	色度	自己	5以下	度		12	毎日(*4)	毎日(*4)		12(*6)	12(*6)
50	濁度	自己	2以下	度		12	毎日(*4)	毎日(*4)		12(*6)	12(*6)

*1 : 対象となる検査地点は給水地点のみです

*2 : 第1送水調整池及び平塚追加塩素設備

*3 : 白浜浄水池を除く他の給水地点

*4 : 原則として土曜・日曜・祝日を除いた日の毎日に職員が行う検査のほか、水質自動測定器で常時監視を行っています

*5 : 原則として土曜・日曜・祝日を除いた毎日

*6 : 毎月1回の職員による検査のほか、各系統を代表して白浜浄水池(南房総市)及び第3配水池(御宿町)では、水質自動測定器で常時監視を行っています。

: 水源においてこれらを生産する藻類が特定の時期に異常発生したことが無いことから、3ヶ月に1回検査を実施する予定とします

表-7 検査項目及び検査頻度（水質管理目標設定項目）

水質管理目標設定項目	検査方法	目標値 (P:暫定値)	単位	検査回数/年					
				水源	浄水場及び供給過程			給水地点	
					長柄ダム	浄水場着水井 (原水)	浄水場浄水池 (浄水)	場外施設(*1)	給水地点(*2)
1 アンチモン及びその化合物	自己	0.015以下	mg/L		4	4			4
2 ウラン及びその化合物	自己	0.002P以下	mg/L		4	4			4
3 ニッケル及びその化合物	自己	0.01P以下	mg/L		4	4			4
4 亜硝酸態窒素	自己	0.05P以下	mg/L	12	12	12			12
5 1,2-ジクロロエタン	自己	0.004以下	mg/L		4	4			4
6 平成20年度までNo.6に設定されていたトリス-1,2-ジクロロエチレンは削除され、平成21年度から水質基準項目となりました。									
7 平成21年度まで No.7に設定されていた1,1,2-トリクロロエタンは削除されました。									
8 トルエン	自己	0.4以下	mg/L		4	4			4
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	自己	0.1以下	mg/L		4	4			4
10 亜塩素酸	-	-	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査を省略					
11 平成19年度までNo.11に設定されていた塩素酸は削除され、平成20年度から水質基準項目となりました。									
12 二酸化塩素	-	-	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査を省略					
13 ジクロロアセトニトリル	自己	0.01P以下	mg/L			4			4
14 抱水クロラール	自己	0.02P以下	mg/L			4			4
15 農薬類	自己・委託	1以下(*3)			2	2			
16 残留塩素	自己	1以下	mg/L			毎日(*5)	毎週(*6)	12(*7)	毎週(*6)
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己	10以上100以下	mg/L	水質基準と重複する項目					
18 マンガン及びその化合物	自己	0.01以下	mg/L	水質基準と重複する項目					
19 遊離炭酸	自己	20以下	mg/L		12	12		4	4
20 1,1,1-トリクロロエタン	自己	0.3以下	mg/L		4	4			4
21 メチル-1-ブチルエーテル	自己	0.02以下	mg/L		4	4			4
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	自己	3以下	mg/L	水質基準項目(全有機炭素(TOC)の量)の検査で代替できるため省略					
23 臭気強度(TON)	自己	3以下		12	毎日(*4)				
24 蒸発残留物	自己	30以上200以下	mg/L	水質基準と重複する項目					
25 濁度	自己	1以下	度	水質基準と重複する項目					
26 pH値	自己	7.5程度		水質基準と重複する項目					
27 腐食性(ランゲリア指数)	自己	-1程度以上とし 極力0に近づける			12	12		4	4
28 従属栄養細菌	自己	2000以下	CFU/ml	12	12	12		12	12
29 1,1-ジクロロエチレン	自己	0.1以下	mg/L		4	4			4
30 アルミニウム及びその化合物	自己	0.1以下	mg/L	水質基準と重複する項目					

- *1 : 第1送水調整池及び平塚追加塩素設備
- *2 : 白浜浄水池を除く他の給水地点
- *3 : 検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1以下であることを示します。検査項目は表-9に示す102項目とします
- *4 : 原則として土曜・日曜・祝日を除いた日の毎日
- *5 : 原則として土曜・日曜・祝日を除いた日の毎日に職員が行う検査のほか、水質自動測定器で常時監視を行っています
- *6 : 毎週1回の職員による検査のほかに水質自動測定器で常時監視を行っています
- *7 : 毎月1回の職員による検査のほかに水質自動測定器で常時監視を行っています

表-8 検査項目及び検査頻度（独自設定項目）

独自設定項目	検査方法	単位	検査回数/年					
			水源	浄水場及び供給過程			給水地点	
				長柄ダム	浄水場着水井 (原水)	浄水場浄水池 (浄水)	場外施設(*1)	給水地点(*2)
1 水温	自己		12	毎日(*3)	毎日(*4)	毎週	12	毎週
2 アルカリ度	自己	mg/L	12	毎日(*3)	毎日(*4)		4	4
3 電気伝導率	自己	µS/cm	12	毎日(*3)	毎日(*4)	毎週	12	毎週
4 アンモニア態窒素	自己	mg/L	12	12				
5 UV吸光度(260nm-50mmセル)	自己		12	毎日(*4)	毎日(*4)	毎週	12	毎週
6 臭化物イオン	自己	mg/L	12	毎週	毎週		12	12
7 硫酸イオン	自己	mg/L	12	12	12		12	12
8 化学的酸素要求量(COD)	自己	mg/L	12	12				
9 溶存酸素(DO)	自己	mg/L	12					
10 総窒素	自己	mg/L	12	12				
11 総リン	自己	mg/L	12	12				
12 浮遊物質	自己	mg/L	12	12				
13 ウェルシュ菌芽胞	自己	CFU/L	12	12				
14 クリプトスポリジウム	委託	*6	4		4(*5)			
15 ジアルジア	委託	*6	4		4(*5)			
16 生物	自己	個/ml	12	毎週				
17 酸度	自己	mg/L		12	12		4	4
18 侵食性遊離炭酸	自己	mg/L		12	12		4	4
19 クロロホルム生成能	自己	mg/L		12				
20 ジプロクロロメタン生成能	自己	mg/L		12				
21 ブロモジクロロメタン生成能	自己	mg/L		12				
22 ブロモホルム生成能	自己	mg/L		12				
23 総トリハロメタン生成能	自己	mg/L		12				
24 放射性物質(*7)	委託	Bq/kg	12	12				

- *1 : 第1送水調整池及び平塚追加塩素設備
- *2 : 白浜浄水池を除く他の給水地点
- *3 : 原則として土曜・日曜・祝日を除いた日の毎日に職員が行う検査のほか、水質自動測定器で常時監視を行っています
- *4 : 原則として土曜・日曜・祝日を除いた日の毎日
- *5 : ろ過水を検体としています
- *6 : 原水は個/10L、ろ過水は個/20L
- *7 : セシウム134及びセシウム137を対象項目とします
目標値は10Bq/kg以下(セシウム134及びセシウム137の合計)

表-9 検査項目(農薬類)

	農薬名	検査方法	目標値	単位	備考
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	自己	0.002 以下	mg/L	ジス-1,3-ジクロロプロベン及びトリス-1,3-ジクロロプロベンの合計
2	2,2-DPA(ダラボン)	委託	0.08 以下	mg/L	
3	2,4-D(2,4-PA)	自己	0.03 以下	mg/L	
4	EPN	自己	0.004 以下	mg/L	オキソンの濃度を原体に換算し合計する
5	MCPA	委託	0.005 以下	mg/L	
6	アシュラム	委託	0.2 以下	mg/L	
7	アセフェート	委託	0.006 以下	mg/L	
8	アトラジン	自己	0.01 以下	mg/L	
9	アニコホス	自己	0.003 以下	mg/L	
10	アミトラス	委託	0.006 以下	mg/L	
11	アラクロール	自己	0.03 以下	mg/L	
12	イソキサチオン	自己	0.008 以下	mg/L	オキソンの濃度を原体に換算し合計する
13	イソフェンホス	自己	0.001 以下	mg/L	オキソンの濃度を原体に換算し合計する
14	イソプロカルブ(MIPC)	自己	0.01 以下	mg/L	
15	イソプロチオラン(IPT)	自己	0.3 以下	mg/L	
16	イプロベンホス(IPP)	自己	0.09 以下	mg/L	
17	イミノタクジン	委託	0.006 以下	mg/L	
18	インダノファン	委託	0.009 以下	mg/L	
19	エスプロカルブ	自己	0.03 以下	mg/L	
20	エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)	自己	0.006 以下	mg/L	
21	エトフェンブロックス	自己	0.08 以下	mg/L	
22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	自己	0.004 以下	mg/L	
23	エンドスルファン(ベンソエビン)	自己	0.01 以下	mg/L	-、-エンドスルファン及び代謝物であるエンドスルフェートの濃度を合計する
24	オキサジクロメホン	委託	暫0.02 以下	mg/L	
25	オキシ銅(有機銅)	委託	0.04 以下	mg/L	
26	オリサストロビン	委託	暫0.1 以下	mg/L	
27	カズサホス	委託	暫0.0006 以下	mg/L	
28	カフェンストロール	自己	0.008 以下	mg/L	
29	カルタップ	委託	0.3 以下	mg/L	
30	カルバリル(NAC)	委託	0.05 以下	mg/L	
31	カルプロバミド	委託	0.04 以下	mg/L	
32	カルボフラン	委託	0.005 以下	mg/L	カルボフラン、カルボスルファンの濃度をカルボフランとして測定し、合計する
33	キノクラミン(ACN)	委託	0.005 以下	mg/L	
34	キャプタン	自己	0.3 以下	mg/L	
35	クミロン	委託	0.03 以下	mg/L	
36	グリホサート	委託	2 以下	mg/L	代謝物であるアミノチロニン(AMPA)も測定する
37	グルホシネート	委託	暫0.02 以下	mg/L	
38	クロメプロップ	委託	0.02 以下	mg/L	
39	クロルニトロフェン(CNP)	委託	0.0001 以下	mg/L	アミの濃度を原体に換算し合計する
40	クロルピリホス	自己	0.003 以下	mg/L	オキソンの濃度を原体に換算し合計する
41	クロタロニル(TPN)	自己	0.05 以下	mg/L	
42	シアナジン	委託	0.004 以下	mg/L	
43	シアノホス(CYAP)	委託	0.003 以下	mg/L	
44	ジウロン(DCMU)	委託	0.02 以下	mg/L	
45	ジクロベニル(DBN)	自己	0.01 以下	mg/L	
46	ジクロルボス(DDVP)	自己	0.008 以下	mg/L	
47	ジクワット	委託	0.005 以下	mg/L	
48	ジスルホトン(エチルチオメトン)	自己	0.004 以下	mg/L	
49	ジチアノン	委託	0.03 以下	mg/L	
50	ジチオカルバメート系農薬	委託	暫0.005 以下	mg/L	チウラム、マリカハメート、マンゼフ(マンコゼフ)、マンネフ、ジラム、ジネフ及びアロピネフを二硫化炭素に換算し合計する
51	ジチオビル	自己	0.009 以下	mg/L	
52	シハロホップブチル	委託	0.006 以下	mg/L	
53	シマジン(CAT)	自己	0.003 以下	mg/L	
54	ジメタメトリン	自己	0.02 以下	mg/L	
55	ジメトエート	自己	0.05 以下	mg/L	
56	シメトリン	自己	0.03 以下	mg/L	
57	ジメビベレート	自己	0.003 以下	mg/L	
58	ダイアジノン	自己	0.005 以下	mg/L	オキソンの濃度を原体に換算し合計する
59	ダイムロン	委託	0.8 以下	mg/L	
60	ダゾメット	委託	0.006 以下	mg/L	
61	チアジニル	委託	暫0.1 以下	mg/L	
62	チウラム	委託	0.02 以下	mg/L	

	農 薬 名	検査方法	目標値	単位	備 考
63	チオジカルブ	委託	0.08 以下	mg/L	
64	チオファネートメチル	委託	0.3 以下	mg/L	
65	チオベンカルブ	自己	0.02 以下	mg/L	
66	テルブカルブ(MBPMC)	自己	0.02 以下	mg/L	
67	トリクロピル	自己	0.006 以下	mg/L	
68	トリクロルホン(DEP)	自己	暫0.005 以下	mg/L	
69	トリシクラゾール	委託	0.08 以下	mg/L	
70	トリフルラリン	自己	0.06 以下	mg/L	
71	ナプロバミド	自己	0.03 以下	mg/L	
72	バラコート	委託	0.005 以下	mg/L	
73	ビベロホス	自己	0.0009 以下	mg/L	
74	ピラクロニル	委託	暫0.01 以下	mg/L	
75	ピラソキシフェン	委託	0.004 以下	mg/L	
76	ピラゾリネート(ピラゾレート)	委託	0.02 以下	mg/L	
77	ピリダフェンチオン	自己	0.002 以下	mg/L	
78	ピリブチカルブ	自己	0.02 以下	mg/L	
79	ピロキロン	自己	0.04 以下	mg/L	
80	フィプロニル	委託	0.0005 以下	mg/L	
81	フェニトロチオン(MEP)	自己	0.003 以下	mg/L	オキシソンの濃度を原体に換算し合計する
82	フェノバカルブ(BPMC)	自己	0.03 以下	mg/L	
83	フェリムゾン	委託	0.05 以下	mg/L	
84	フェンチオン(MPP)	委託	0.006 以下	mg/L	フェンチオン(MPP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算し、合計する
85	フェントエート(PAP)	自己	0.007 以下	mg/L	
86	フェントラザミド	委託	暫0.01 以下	mg/L	
87	フサライド	自己	0.1 以下	mg/L	
88	ブタクロール	委託	0.03 以下	mg/L	
89	ブタミホス	自己	0.02 以下	mg/L	オキシソンの濃度を原体に換算し合計する
90	ブプロフェジン	自己	0.02 以下	mg/L	
91	フルアジナム	委託	0.03 以下	mg/L	
92	ブレチラクロール	自己	0.05 以下	mg/L	
93	プロシミドン	自己	0.09 以下	mg/L	
94	プロチオホス	委託	0.004 以下	mg/L	
95	プロピコナゾール	自己	0.05 以下	mg/L	
96	プロピザミド	自己	0.05 以下	mg/L	
97	プロベナゾール	委託	0.05 以下	mg/L	
98	プロモブチド	自己	0.1 以下	mg/L	
99	ベノミル	委託	0.02 以下	mg/L	
100	ベンシクロン	自己	0.1 以下	mg/L	
101	ベンゾピシクロン	委託	暫0.09 以下	mg/L	
102	ベンゾフェナップ	委託	0.004 以下	mg/L	
103	ベントラジン	自己	0.2 以下	mg/L	
104	ベンディメタリン	自己	0.3 以下	mg/L	
105	ベンフラカルブ	委託	0.04 以下	mg/L	
106	ベンフルラリン(ベスロジン)	自己	0.01 以下	mg/L	
107	ベンフレセート	委託	0.07 以下	mg/L	
108	ホスチアゼート	委託	0.003 以下	mg/L	
109	マラチオン(マラソン)	自己	0.05 以下	mg/L	オキシソンの濃度を原体に換算し合計する
110	メコプロップ(MCPP)	委託	暫0.05 以下	mg/L	
111	メソミル	委託	0.03 以下	mg/L	
112	メタム(カーバム)	委託	暫0.01 以下	mg/L	
113	メタラキシル	自己	0.06 以下	mg/L	
114	メチダチオン(DMTP)	自己	0.004 以下	mg/L	
115	メチルダイムロン	自己	0.03 以下	mg/L	
116	メミノストロピン	委託	0.04 以下	mg/L	
117	メトリブジン	委託	0.03 以下	mg/L	
118	メフェナセート	自己	0.02 以下	mg/L	
119	メプロニル	自己	0.1 以下	mg/L	
120	モリネート	自己	0.005 以下	mg/L	

表-9に示す農薬は、厚生労働省通知により対象農薬リストに掲載されている農薬です。
当該農薬類を使用している地域の浄水から検出される可能性が高く監視が必要とされている農薬類です。

この水質検査計画について皆様のご意見をお寄せください

連 絡 先

南房総広域水道企業団
浄水課 水質班

〒298 0228 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地

TEL 0470 82 5651

FAX 0470 82 5654

E-mail : m-suishitu@ac.auone-net.jp